

フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧 (平成 28 年度 7 ～ 9 月分)

1	7/20 さいたま
質問	特に観光や行楽になりそうな費用については、公私混同になりやすいのでチェックし、意見書を記入できる方法を考えられないか？
回答	<p>政治資金監査は、政治資金の使途の妥当性を評価するものではありません。これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請に応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたものです。</p> <p>なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項について、ヒアリングの中で触れることを妨げるものではありません。</p> <p>政治資金監査の基本的な仕組みについては、各政党、政治団体の政治活動のあり方に関わることから、まずは、国会において議論いただくべき問題であると考えます。</p>

2	8/5 名古屋
質問	現東京都知事の例を待つまでもなく支出だけでなく収入も監査の対象とすべき。そして貸借対照表、損益計算書を公開すべし。ザル法の改正を厳に希望します。そして複式簿記会計ソフト（共通処理を可能とする）を統一して配布し、そのデータをCD提出の義務化、すべての支出の請求明細とその領収証をセットで保管（最低5年間）する義務を課すること。公金は公明正大に使途すべき。
回答	<p>政治資金監査制度は、平成19年に、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出に関する一連の問題を受け、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請に応えるべく、国会における議論の結果、支出面に限って、外形的・定型的に行うものとされました。</p> <p>政治資金監査の基本的な仕組みについては、各政党、政治団体の政治活動のあり方に関わることから、まずは、国会において議論いただくべき問題であると考えます。</p>

3	8/10 東京
質問	<p>私は、税理士法人の代表社員として業務を行っており、通常、報酬の振込先は、税理士法人〇〇〇（法人名）代表社員△△△（個人名）口座を使用しております。口座名に個人名が明確になっておりますが、政治資金監査報酬の口座としては使用できませんでしょうか。</p> <p>もし、口座に問題ない場合、源泉は必要なしと考えて宜しいでしょうか。補足ですが、依頼者の手間も省くことができます。よろしくご教示のほどお願いいたします。</p> <p>（※ 個人情報保護の観点から、質問者が代表を務める法人名及び質問者の個人名は伏せています。）</p>
回答	<p>政治資金規正法上、登録政治資金監査人となることができるのは弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者とされていることから（同法第19条の18第1項）、登録政治資金監査人は個人としての資格でなるものであり、法人として政治資金監査を行うことはできません。したがって、政治資金監査報酬は所得税法第204条第1項第2号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収しなければなりません。</p> <p>なお、政治資金監査報酬の支払先に関する定めはありませんが、会計帳簿や収支報告書においては、政治資金監査報酬については、支出を受けた者として登録政治資金監査人が記載されることとなりますので、政治資金監査報酬の支払いを振込みにより受ける場合には、そのことが振込明細書上も明らかとなるよう、登録政治資金監査人の個人口座で支払いを受けることが適当です。</p>

4	8/10 東京
質問	<p>クレヨンしんちゃんを購入しても「法的に問題ない」と判断して報告書に何かしら記載するべきか否か。</p> <p>前都知事の事例を基に、つぶさな解説を求めたい。</p> <p>第三者とされている弁護士の「法的に問題ない」の判断は適正なのか。</p>
回答	<p>政治資金監査は、政治資金の使途の妥当性を評価するものではありません。これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に、政治活動の自由の確保の要請に応えるべく、国会における議論の結果、外形的・定型的な監査とすることで合意されたものです。</p> <p>なお、お尋ねの「第三者とされている弁護士の「法的に問題ない」の判断」については、政治資金監査として行われたものではないことから、当委員会としてはコメントする立場にありません。</p>

5	8/10 東京
質問	住所はどこまで記載が必要か？（ビル名、階数など… ○○県など…）
回答	<p>国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これにすべての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載することとされています（政治資金規正法第9条第1項）。住所の記載については、例えば、「東京都千代田区○○町1丁目1番1号」というように記載する必要があります。</p> <p>なお、政治資金監査においては、以下に掲げる場合については、住所の記載不備とは扱わないこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支出を受けた者の住所の記載等が領収書等がないなど、事実上又は社会通念上、当該住所の特定が困難であり、会計帳簿の備考欄に住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合 ・ 支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されている場合 ・ 会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合。ただし、この場合であっても、会計帳簿の備考欄には別添の書面に記載された支出を受けた者の住所を転記しておくよう指摘すること。

6	8/26 福岡
質問	<p>政治資金監査の対象となる団体が複数（例えば、A団体、B団体、C団体）あり、かつ、その1つ（C団体）が遠隔地（日帰りが困難）にあり、かつ、従たる事務所での監査を実施することが困難であるような場合（理由としては、監査資料の分量が多い等）、その遠隔地にある団体の主たる事務所での監査を、遠隔地に近い「他の登録政治資金監査人」に依頼することは可能でしょうか？</p>
回答	<p>お尋ねの場合については、別の登録政治資金監査人とC団体との間で政治資金監査契約を締結した上、C団体について、別の登録政治資金監査人と共同で政治資金監査を実施（その場合は、当該登録政治資金監査人と連名で政治資金監査報告書を作成）することも、別の登録政治資金監査人が単独でC団体の政治資金監査を実施することも可能です。</p>

7	9/16 大阪
質問	<p>解散政治団体において、解散届までの実務の時系列は、①解散日→②監査報告書日→③収支報告書日→④解散届日となりますが、②の日付時点で解散している団体について、監査報告書の監査の概要の(4)の記載は、解散団体の主たる事務所で行ったという文言で良いかという質問です。解散団体を他の継続している団体と併設している場合であっても、(4)の記載は、他の継続している団体の場所で行ったと記載すべきか、それとも①から④までが10日間くらいなら、解散団体の主たる事務所で行ったと便宜的に記載しても構わないかどうかという点です。平成27年度フォローアップテキストのP21(5)③に関連する質問です。</p>
回答	<p>政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこととされています。これは、会計帳簿や領収書等を移動させることによる紛失等の事故を防止するとともに、主たる事務所における活動実態を踏まえて事務所費、光熱水費等の経常経費の確認を行うことを目的としたものです。政治資金監査報告書に政治資金監査を実施した場所を記載することを求めているのは、この原則どおり、主たる事務所において政治資金監査を実施しているかどうか(主たる事務所で行っていない場合はその理由と実施場所)を明らかにするためです。</p> <p>国会議員関係政治団体が解散した場合、解散日時点でその「主たる事務所」は法律上存在しないこととなるため、政治資金監査をその「主たる事務所であった場所」で行った場合においては、政治資金監査報告書においてもそのように記載するのが正確ではありますが、他方で、このような場合は、上記の原則どおり監査を実施していることには変わりありませんので、政治資金監査報告書記載例のとおり記載して差し支えありません。</p>

8	9/16 大阪
質問	<p>国会議員の政治団体が解散した年の監査について教えてください。</p>
回答	<p>国会議員関係政治団体が解散した場合、その代表者及び会計責任者であった者は、その日から60日以内に、解散日現在で収支報告書を作成・提出しなければなりません(政治資金規正法第19条の10による読替後の第17条第1項)。収支報告書の提出に当たっては、国会議員関係政治団体については、登録政治資金監査人による政治資金監査を受けなければなりません。この場合の政治資金監査の方法については、通常の場合の収支報告書の場合のそれと異なることはありません。</p> <p>なお、この場合にも登録政治資金監査人は政治資金監査報告書を作成する必要がありますが、政治資金監査報告書に記載すべき収支報告書に関する根拠条文が通常の場合と異なることとなりますので、ご注意ください。</p>

9	9/16 大阪
質問	<p>政治団体の設立日が、例えば10月1日となっており、実質10月1日から政治活動を行っており、その支出を計上していると、届出日が10月5日となっていたため、10月1日～10月4日の支出計上不可と指摘されました。政治資金規正法上、想定されているのかもしれませんが、一般慣習ではどうていなじまない（届出日より計上）規定です。その間の支出は、個人の経費となるのでしょうか？その間、金銭の授受があった場合の問題点は？</p>
回答	<p>政治資金規正法上、政治団体の会計責任者は、会計帳簿及び収支報告書に、当該政治団体に係るすべての支出等を記載しなければならないとされており（同法第9条及び第12条）、これらの規定に違反して、会計帳簿又は収支報告書に記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者に対しては、罰則が規定されています（同法第24条及び第25条）。したがって、政治団体が組織等された日以降に、政治団体の支出がなされたのであれば、当該支出についても会計帳簿や収支報告書に記載をしなければなりません。</p> <p>ただし、政治資金規正法上、政治団体は、政治団体の設立届がされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができないとされています（同法第8条）。これは、政治団体が設立届をする前において、いわば隠密裡に政治資金が授受されることを禁止して、もって政治活動の公明と公正を期そうとするものです。同条の規定に違反して寄附を受け、又は支出をした政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者に対しては、罰則が規定されています（同法第23条）。</p>

10	9/16 大阪
質問	<p>再受講研修にあっては、①政治資金監査制度が導入されるようになった社会的背景、②規正対象となる政治団体の種類について具体例を挙げての解説（「政治資金団体」と「その他の政治団体」の違いなど）研修テキストP36Ⅲ1. 1.の峻別が分かり難い。③受任した場合の年間を通じてのスケジュールを時系列で紹介 など</p> <p>受任経験がないこともあり、研修テキストの記載内容を時間内に平板に紹介されているとの印象が強く残ります。節目には質問コーナーを設けてほしいです。</p>
回答	<p>（前段①について）</p> <p>政治資金監査制度は、平成19年に、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったことを受け、政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、同年12月、政治資金規正法の改正案が議員立法として提案され、改正法が成立したことにより導入されたものです。</p>

(前段②について)

政治団体には、政党、政治資金団体及びその他の政治団体の3つの種類があります。「政党」は、政治団体のうち、①所属国会議員が5人以上であるもの、若しくは②前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（比例代表・選挙区）のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上であるもののいずれかに該当するものをいいます。「政治資金団体」は、政党のために資金上の援助をすることを目的とし、政党が指定した団体をいいます。「その他の政治団体」は、政党・政治資金団体以外の政治団体をいい、例えば、主義主張団体、推薦団体、後援団体、特定パーティー開催団体等があります。また、「その他の政治団体」のうち、公職の候補者が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したものを「資金管理団体」といいます。

また、政治団体のうち、以下のような国会議員に関係するものについては、(前段①について)で述べた背景から、「国会議員関係政治団体」として、収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲が拡大されるなどの収支報告の特例等が設けられているところです。具体的には、次の①②の政治団体（ただし、政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体以外）及び③を「国会議員関係政治団体」といいます。

- ① 国会議員に係る公職の候補者が、代表者である政治団体
- ② 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体
- ③ 政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの

なお、「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。

(前段③について)

政治資金監査の対象期間は、年の途中での政治団体の設立や解散がない限り、1月1日から12月31日までであり、政治資金監査は対象期間が終了してから収支報告書等の提出期限（通常の場合は翌年5月末）までの間に行うこととなります。

なお、円滑に政治資金監査を行うため、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間で、書面により政治資金監査の実施に関する契約を締結することとしていますが、契約の締結の時期は、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中であっても差し支えありません。さらに、円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えありません。

	<p>(後段について) 政治資金監査に関する質問は、当委員会事務局において随時受け付けていますので、お問い合わせください。</p>
--	---